

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 6月 23日

申請者 フリガナ氏名又は名称 株式会社 クラハラクラハラ  
 〒639-1104  
 住所 奈良県大和郡山市井戸野町124-2  
フリガナ代表者氏名 クラハラ サダム代表取締役 倉原 定  
 電話番号 0743-53-4182  
 FAX番号 0743-52-5530  
 メールアドレス info@kurahara.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1 者
----------------	-----

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 23 日

届出者

氏名又は名称 株式会社クラハラ  
住 所 奈良県大和郡山市井戸野町  
124-2  
代表者氏名 代表取締役 倉原 定



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	クラハラ 株式会社クラハラ		
住 所	〒639-1104 奈良県大和郡山市井戸野町 1 2 4 - 2		
フリガナ 代表者の氏名	クラハラ サダム 代表取締役 倉 原 定		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) ・ 役員の氏名	取締役 田村清治 監査役 倉原テロヨ	取締役 倉原 猛 監査役 田村美代子	平成27年7月31日 平成20年3月1日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3年 6月 23日

申請者

氏名又は名称 株式会社クラハラ  
住 所 奈良県大和郡山市井戸野町124-2  
代表者氏名 代表取締役 倉原 定



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市井戸野町124番地の2  
株式会社クラハラ

会社法人等番号	1500-01-005745
商号	株式会社クラハラ
本店	奈良県大和郡山市井戸野町124番地の2
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する。
会社成立の年月日	平成4年2月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木建築工事の設計、施工及び請負。</li> <li>2. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介。</li> <li>3. セメント、骨材など建築材料の販売。</li> <li>4. 浄化槽の販売。</li> <li>5. 一般貨物自動車運送事業。</li> <li>6. 第一種利用運送事業。</li> <li>7. 大工工事業。</li> <li>8. 石工事業。</li> <li>9. タイル・れんが・ブロック工事業。</li> <li>10. ほ装工事業。</li> <li>11. 内装仕上工事業。</li> <li>12. とび・土工工事業。</li> <li>13. 屋根工事業。</li> <li>14. 鋼構造物工事業。</li> <li>15. しゅんせつ工事業。</li> <li>16. 水道施設工事業。</li> <li>17. 建物解体業。</li> <li>18. 電気工事業。</li> <li>19. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理。</li> <li>20. 管工事業。</li> <li>21. 地盤改良工事。</li> <li>22. 農作物の加工及び販売。</li> <li>23. 土壌改良工事。</li> <li>24. 菓子の製造及び販売。</li> <li>25. 飲食業。</li> <li>26. 木炭、竹炭の製造及び販売。</li> <li>27. 木酢液、竹酢液の精製及び販売。</li> <li>28. 上記各号に附帯関連する一切の業務。</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成25年 3月12日変更      平成25年 3月13日登記</p>
発行可能株式総数	2400株



奈良県大和郡山市井戸野町124番地の2  
株式会社クラハラ

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 倉 原 定	平成26年 9月30日重任 ----- 平成26年10月14日登記
	取締役 倉 原 朝 記	平成26年 9月30日重任 ----- 平成26年10月14日登記
	取締役 倉 原 猛	平成27年 7月31日就任 ----- 平成27年 8月11日登記
	奈良県大和郡山市井戸野町116番地の2 代表取締役 倉 原 定	平成26年 9月30日重任 ----- 平成26年10月14日登記
	監査役 田 村 美 代 子	平成29年 9月30日重任 ----- 平成29年10月12日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成29年10月12日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月11日移記	



奈良県大和郡山市井戸野町124番地の2  
株式会社クラハラ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 4月22日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹

